

6/11 朝日

# 介護と仕事両立に限界

## 豊かさは 2016 参院選

3

は2005年。進さんが脳梗塞で倒れ、家で寝たきりだった母との多重介護になった。独身で親を世話する余裕があったのは杉原さんだけ。介護休暇をとり、半年ほど介護に専念した。

保育所ではクラス担任を任せられ、やりがいを感じていた。復職後は介護保険外(自費)のヘルパーもフルに利用。親族の手も借り、同僚には早番や遅番を代わってもらった。睡眠2、3

時間でも1年ほど両立させていたが、有給休暇を使いきった途端、力が抜けた。「迷惑をかけ続けられない」。06年に十数年勤めた職場を去った。

翌07年に母が亡くなると

進さんに認知症の症状が出始めた。たいたたり、眠ったり。要介護度は最も重い5。病院では「あなたがつぶれる」と施設を勧められたが、見学した特別養護老人ホームなどで「700人待ち」と言われ、職員は余裕がなさそうだった。家でみようと決心した。

今は復職より介護をやり遂げたい気持ちが強い。た

「お父さん、男前!」  
「あたり前や」  
兵庫県尼崎市。自宅の間で杉原智子さん(60)が励ますと、父の進さん(88)は理学療法士に抱えられて車いすから立ち上がった。週3回ある訪問リハビリ。苦しそうに顔をゆがめながら半歩ずつ進む。

### 在宅支援あれば

父・進さんのリハビリを手伝う杉原智子さん  
11月22日、兵庫県尼崎市、水沢健一撮影



杉原智子さんの介護生活	安倍政権の主な介護政策
13年 父にペースト食を作り始めて5年	介護保険で一部の利用者負担を1割から2割に引き上げる法律成立
14年 近所の施設が「見守り事業」開始。老ため独居できない	事業者に支払う介護報酬を引き下げ、介護現場で働く人の賃金を実質月1万2千円引き上げ
15年 父が楽しく過ごしたい楽を自宅で開く	安倍首相が「介護ゼロ」をめざすと表明
16年 父在宅介護が11年。職から12月で介護から10年	消費増税先送りを表明

厚生労働省によると、要介護・要支援の認定を受けた人は約584万人(18年度末)。5年で25%増えた。特養の入居待ちは要介護3、5の人だけで約15万人。家族の介護で仕事をやめる人は年約10万人いる。

安倍政権は20年代初めまでの「介護離職ゼロ」を打ち出した。要介護者ら50万人分の受け皿として、介護施設のほか、在宅の人が24時間利用できる訪問サービスも整える。25万人不足する働き手は賃金を上げるなどして集めるという。「介護離職」という言葉を広めたことは大きな一歩。介護離職防止

### 家族のため 離職10万人

対策促進機構の和気美枝・代表理事は言う。

だが消費増税先送りや財源が揺らぐ。介護保険は保険料が上がり続け、利用者負担も増え、要介護度が軽い人を介護保険から外す案が検討される。国の社会保障審議会が介護保険部会委員を務めた結城康博・淑徳大教授は「介護離職ゼロ」と言いながら、実際は家族の負担が増える方向にある。介護休業の延長や、施設が家族の介護参加を積極的に受け入れられるようにするなど、限られた財源でニーズに応じた施策が求められる」と指摘する。

だ、在宅を退る人への施策は薄いと感じる。「急な時に頼れる訪問サービスや、家族も一緒に住める施設など、働く家族のための制度がもつとあれば仕事を続けられたかもしれない」

貯金は底をつき

大阪府の男性会社員(48)は、離職するかどうかの瀬戸際に立っている。

府内の実家で07年から、母(72)と一緒に認知症の父(78)の介護を始めた。その最中に勤め先が倒産。13年に採用された会社では東京に赴任した。父は1人でトイレや食事をするのが難しく、母に任せきりにはできないため、自分が毎週末に実家に戻る生活になった。

「地元で勤務させてほしい」。会社に相談し、15年に関西の事業所に移った。週末も働く社員が多い中、土曜は休み、平日も有給休暇を時々とって介護にあてた。だが3カ月後、再び東京勤務を命じられ、給料の減額も示された。「辞めろ」ということか。「頭痛と不眠に悩まされ、今は休職を余儀なくされている。心配なのはお金のこと。住宅ローンは2千万円残り、貯金は底をついた。父は要介護5。毎日だったデイサービスも減らしている。でも、もう辞めざるをえないだろう。会社への罰則でもなければ介護離職なんてなくなるらない」(水沢健一、十河朋子)

だ、在宅を退る人への施策は薄いと感じる。「急な時に頼れる訪問サービスや、家族も一緒に住める施設など、働く家族のための制度がもつとあれば仕事を続けられたかもしれない」

貯金は底をつき

大阪府の男性会社員(48)は、離職するかどうかの瀬戸際に立っている。

府内の実家で07年から、母(72)と一緒に認知症の父(78)の介護を始めた。その最中に勤め先が倒産。13年に採用された会社では東京に赴任した。父は1人でトイレや食事をするのが難しく、母に任せきりにはできないため、自分が毎週末に実家に戻る生活になった。

「地元で勤務させてほしい」。会社に相談し、15年に関西の事業所に移った。週末も働く社員が多い中、土曜は休み、平日も有給休暇を時々とって介護にあてた。だが3カ月後、再び東京勤務を命じられ、給料の減額も示された。「辞めろ」ということか。「頭痛と不眠に悩まされ、今は休職を余儀なくされている。心配なのはお金のこと。住宅ローンは2千万円残り、貯金は底をついた。父は要介護5。毎日だったデイサービスも減らしている。でも、もう辞めざるをえないだろう。会社への罰則でもなければ介護離職なんてなくなるらない」(水沢健一、十河朋子)